

「松前町補助金等交付基準」が 決定しました

松前町改革会議

松前町は、様々な団体などに補助金等を交付しています。

しかし、より透明性と公平性を高めるとともに、適正で効果的な補助金の交付を行うために「松前町補助金等交付基準」を定めました。
今後は、この交付基準に基づき、補助金を交付するとともに、既存の補助金も見直します。

○ 基準の策定にあたって

補助金は、地方自治法に基づき公益上必要と認められる場合に交付できるものであり、公益上必要であるかどうかについては、客観的に判断する必要があります。

また、補助金は、特定の事業の促進・発達を図るために交付するものであり、その必要性、効果及び交付された補助金が的確に使用されているかについても判断する必要があります。

そのため、松前町補助金等交付基準は、

- 1 補助対象となる事業の基準
 - 2 補助事業の効果に基づく基準
 - 3 補助金が的確に使用されるかどうかの基準
- の3つの基準で構成することにしました。

○ 「松前町補助金等交付基準」の考え方

1 補助対象となる事業の基準

- ① 松前町が推進する事業であること。
町の総合計画に位置づけられた事業及び厳しい財政状況の中においても推進する必要がある事業であること。

- ② 国・県の補助金等を財源の一部としてあてる事業のうち、松前町からの補助が義務的な事業であること。
国・県に合わせて補助する事業で、町の補助が義務的なものであること。

2 効果に基づく基準

- ① 補助金等の交付が公益上必要であること。
事業の効果や活動の影響が特定の者の利益等に終わるものは廃止する。

- ② 事業の目的が社会経済情勢と合致していること。
補助を開始した当時と比べ、住民ニーズ、社会情勢の変化等により必要性が低下したものは廃止する。

3 的確性に基づく基準

- ③ 住民と行政との役割分担において、補助事業として認められること。
町が補助する必要性が低く、本来住民が実施しなければならないものは廃止する。

- ① 補助金等の支出が要綱等に基づいていること。
事業の目的に関係しない活動・経費に支出している経費は減額する。
法人・個人に対して交付する補助金の申請書類には、納税証明書等の添付を義務づける。

- ② 団体等の会計処理及び使途が適切であること。
食糧費等直接事業に結びつかない経費や、経常的に先進地への研修・視察を行っている場合は減額する。

- ③ 補助金等の額は、決算における繰越金の額と比べて適正であること。
経常的に繰越金がある場合は、繰越金の内容を総合的に判断し、減額する。
また、繰越金が補助金の額を超えている場合は、その補助を廃止する。

- ④ 補助金等の額は、事業の規模に応じたものであること。
補助金額の設定基準が不明確であり、他の補助金額等との関係を総合的に考慮し、見直し等が必要な場合は、補助金額の見直しを行い、減額する。